

科学技術人材育成費補助金 Q & A

「テニュアトラック普及・定着事業」

「ポストドクター・インターンシップ推進事業」

「女性研究者研究活動支援事業」

公募説明会配布版

平成 23 年 6 月 10 日

文部科学省

科学技術・学術政策局

基盤政策課

【6月1日に公表した内容の変更点】

Q I-2-3 選定された取組や選定されなかった取組の審査の内容を知ることができるのか。

A 選定された取組については、結果として公表する予定です。なお、選定されなかった取組については、不選定となった理由を申請いただいた各機関の長宛に通知することとし、公表はしません。

Q I-4-8 補助金で取得した設備備品を本事業以外で使用することは可能か。

A 補助金で取得した設備備品を業務時間外の時間帯や休日を利用し、補助事業に支障を及ぼさない範囲内で一時的に他の用途に使用することは可能です。ただし、補助事業に支障を及ぼす場合には、事前に財産処分の申請等をしていただく必要があります。

Q II-1-9 テニユアトラック制実施のための経費（360万円）は、5年間（補助事業期間）交付されるのか。また、テニユアトラック教員が増えると増額されるのか。

A 本経費は、機関におけるテニユアトラック制実施のための経費として、採用されたテニユアトラック教員の任期中（最長5年間）に交付するものです。したがって、任期の途中でテニユアポストへ移行した場合には、交付されません。27年度までの5年間（補助事業期間）に年度ごとに交付する予定です。また、本経費はテニユアトラック制実施のために機関に対して交付するものであり、テニユアトラック教員が増えても増額とはなりません。

なお、金額については、1機関当たり360万円／年度を上限として交付する予定ですが、採用された機関数や財政状況によって増減する可能性があります。

(参考)

Q II-1-8 テニユアトラック制実施のための経費（120万円／1人）は、5年間（補助事業期間）交付されるのか。

A 本経費は、機関におけるテニユアトラック制実施のための経費として、当該テニユアトラック教員を採用した年度とその翌年度の2年度のみ交付する予定です。

なお、金額については、1人当たり120万円／年度を上限として交付する予定ですが、選定された機関数や財政状況によって増減する可能性があります。

※ Q II-1-8、Q II-1-9については、別紙をご参照ください。

【今回新たに追加する内容】

I. 各事業共通

< 4. 補助金関係 >

Q 物品の納品時期に制限はあるのか。

A 本補助金は国の会計基準の適用を受けますので物品の納品、役務の提供等は、補助金

の交付を受けた年度の3月31日までに完了する必要があります。

II. テニユアトラック普及・定着事業

<1. 申請関係>

Q 今年度公募している135名の対象となるのは、どのようなテニユアトラック教員か。

A 今年度公募している135名の対象となるのは、以下の要件を満たすテニユアトラック教員です。

- ① 平成22年度4月1日以降に採用されている若手研究者（助教相当以上）
- ② 平成23年度中に雇用予定の若手研究者（助教相当以上）

なお、上記のテニユアトラック教員の募集及び選考・採用に当たっては、以下の要件を満たしていることが必要です。

- ① 博士号取得後10年以内の研究者又は同等程度の研究経歴を有する研究者であること。
- ② 一定の任期（例えば5年間トラック期間）を付して雇用すること。
- ③ 国際公募を含む公募を実施し、公正で透明性の高い選考方法を採用していること。
- ④ 任期終了後のテニユアポストが用意されていること。

Q 旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」のように平成23年度以降、5年間の採用予定計画を作成しなければならないのか。

A 5年間の採用予定計画を作成する必要はありません。平成23年度の公募については、平成23年度のみでの採用予定計画で申請することで構いません。また、平成24年度の採用予定計画については、現時点で予定があれば、申請書に記載いただいても構いません。その場合、来年度の公募予定人数に優先して充当します。なお、平成25年度以降の採用予定計画については、平成25年度以降に実施予定の新規公募の際に申請してください。

Q 平成23年度及び平成24年度の採用予定計画について選定された場合、平成24年度の採用者についても平成24年度の補助対象となるか。

A 平成23年度は135名の支援を予定しております。平成24年度の支援者数については現時点では未定ですが、今後も引き続き同様の支援を行う予定であります。

同様の支援を行える予算が確保された場合、今回選定された平成24年度の採用予定者については、平成24年度支援対象の人数から優先して充当することとなります。

従いまして、平成24年度の公募に当たっては、平成23年度に平成24年度の採用予定者として選定された人数を除いた人数を公募する予定です。

Q 既に平成23年度に選定された部局等において、平成24年度以降、追加の採用者が生じた場合、年度毎に実施される公募に申請することは可能か。

A 申請することは可能です。

Q 平成 23 年度と平成 24 年度に申請し、選定された場合には、テニュアトラック制実施のための経費（360 万円（上限））は、720 万円交付されるのか。

A 選定された年度に関わらず、本補助金により支援されているテニュアトラック教員がいる場合には、360 万円（上限）を交付する予定です。テニュアトラック教員の人数にかかわらず交付する金額は一定額の 360 万円（上限）となります。（Q II 1-9 も参照）

Q テニュアトラック制実施のための経費として、テニュアトラック教員採用後 2 年度に限り 1 人当たり 120 万円（上限）／年度として交付されるが、交付の期間はなぜ 2 年度なのか。

A テニュアトラック教員の研究費の補助期間と連動して補助することとしているため、交付期間を 2 年度としています。

Q 平成 22 年 4 月以降にテニュアトラック教員として採用され、旧科学技術振興調整費で平成 22 年度分の人件費又は研究費の支援を受けたが、旧科学技術振興調整による実施期間終了のため平成 23 年度から自己負担している機関（部局等）が、上記テニュアトラック教員を含めて新たに申請する場合、重複申請の制限の対象となるか。

A 平成 22 年度まで旧科学技術振興調整費により補助されていた機関において、平成 23 年度から人件費及び研究費等のすべての経費を自己負担してテニュアトラック教員を採用している場合は、「公募要領」の「(8) 補助対象となるテニュアトラック制」に適合していれば、重複申請の制限対象にはなりません。

Q 平成 22 年 4 月以降に採用され、現在、旧科学技術振興調整費により研究費のみ補助を受けているテニュアトラック教員が旧科学技術振興調整費による研究費支援を辞退して、本事業のテニュアトラック教員として採用しようとする場合は、重複申請の制限の対象となるか。

A 現在、旧科学技術振興調整費による補助を受けているテニュアトラック教員については、重複申請の制限の対象になります。

なお、現在、旧科学技術振興調整費により補助を受けている者が、本補助金の受領を目的として、旧科学技術振興調整費の受領を辞退することは認められません。

Q 審査要領 P 4 において、「申請機関所属者（直前に申請機関に所属している者）比率が高くなりすぎない（50%以下が望ましい）ような配慮がなされているか」とあるが、50%を超えると申請できないのか。仮に 50%超えた場合にはどのようなになるのか。

A 50%以下であることが望ましいですが、研究分野の特異性なども考えられることから 50%を超えていても申請できないことはありません。

Q 公募要領 P 5 において「④国際公募を含む公募を実施」とありますが、テニュアトラック教員を採用する場合は、必ず国際公募を行う必要があるのか。

A 国際公募は必須要件となりますので、必ず行って下さい。なお、本事業における国際

公募とは、ホームページ等において英文で公募を行うこととします。

Q 研究活動に関するエフォートが70%以上確保されていなかった場合、研究費は減額されるのか。

A 研究活動に関するエフォートが70%以上確保するための改善策の提出を求めます。その後、改善策が実行されていない状況があれば減額となる場合があります。

Q 申請取組が選定された場合において、公募時の申請書に記載してあるテニュアトラック教員の採用予定人数を、補助金の交付申請時に減じることは認められるか。

A 認められません。そのため、公募申請に当たっては、テニュアトラック教員の採用計画が、部局等の規模や年間新規採用者数等を勘案した実現性の高い採用人数となるよう十分注意して下さい。

なお、補助金の交付申請時に採用予定数を減じるような事態が生じた場合には、選定自体が取り消され、補助金が交付されないことがあります。

Q テニュアトラック制実施のための経費（360万円）は、申請様式上はどこへ計上すればよいのか。

A テニュアトラック制実施のための経費（360万円）は、1機関当たりの金額として算定されていますが、その経費を機関（本部等）として使用するか、テニュアトラック教員を実際に採用する部局等で使用するかは、各機関の判断となります。それにより、機関様式4に計上するか、部局等様式2に計上するか異なります。

< 2. 補助金関係 >

Q テニュアトラック制実施のための経費である (a) 360万円と (b) 120万円/1人は、間接経費として使用してよいのか。

A テニュアトラック制実施のための経費は、間接経費ではなく直接経費となりますので、本事業に直接関係するものにしか使用できません。ただし、テニュアトラック制の実施に係る経費であり、公募要領の別表に示す経費に該当すれば、用途は限定されません。

Q 複数部局等が本事業に採用されている場合において、部局等間の経費の流用は可能か。

A 機関に対して交付決定を行う予定ですので、部局間の流用は可能としますが、補助事業の内容及び経費の配分の変更（補助事業の目的を変えない軽微な変更であって、計画に変更が生じない場合は除く）となるときは、文部科学大臣の承認が必要となります。

なお、テニュアトラック教員の研究費からテニュアトラック制実施のための経費への流用はできません。

Q テニュアトラック教員の研究費は、機関内で差をつけることは可能か。

A テニュアトラック教員間で研究費に差をつけることは可能です。

テニュアトラック教員が自立して研究することができるよう、スタートアップに要する

資金として、機関選抜型では1年度目（1,000万円を上限）及び2年度目（1年度目の半額を目安）に研究費を交付することとしております。研究費については、各部局等が採用する研究分野等を踏まえ積算してください。

<3. 審査関係>

Q 審査要領P5(3)(注)に「ただし、審査に当たっては、過去に補助されていない機関・部局等に配慮するものとします。」とありますが、旧科学技術振興調整費で採択された機関は、採択されていない機関と比べ、審査において不利となるのか。

A 申請件数や予算状況とも関係しますが、旧科学技術振興調整費で採択された機関が著しく不利になるということはありません。あくまでも、公募要領や審査要領に記載されているテニュアトラック制を実施するための要件を満たしていることが重要となります。

Q テニュアトラック教員の採用予定人数が多い機関ほど審査において有利なのか。

A テニュアトラック教員の採用予定人数が多いことをもって有利となることはありません。本事業は、テニュアトラック制を通常の体制で定着する取組を支援する事業ですので、採用予定人数が多いことよりも、部局等の規模に応じて実現可能性が高いことやテニュアトラック制を実施するための要件を満たしていることが重要となります。

<4. その他>

Q 採用したテニュアトラック教員を一定期間、海外の研究機関等に派遣することは可能か。

A 海外への派遣後も、本事業で求めている要件を満たすことができれば、派遣することは可能です。ただし、補助金の経理について、選定機関において適切に行うことが必要です。また、研究設備の購入等、海外の研究機関等において資産を形成するような支出はできません。

Ⅲ. ポストドクター・インターンシップ推進事業

<2. 補助金関係>

Q 外部資金で雇用されている者が長期インターンシップに参加することは可能か。

A 参加可能ですが、長期インターンシップの派遣に当たっては、現に雇用されている機関の雇用条件等との関係にご注意ください。また、外部資金で雇用されている者を長期インターンシップへ派遣する場合には、本補助金から人件費を支出することはできません。

なお、長期インターンシップに派遣するための旅費、共同研究費等を本補助金で支出することは可能です。

Q 他大学、他研究機関等に所属するポストドクターが本事業に参加させることはできますか。

A 参加させることはできません。本事業では、科学技術振興調整費「イノベーション創

出若手人材養成事業」のような大学間連携による取組は求めておりませんので、申請機関に所属するポストドクターのみを対象としてください。

Q ポストドクターが講義等を受講する期間も雇用経費（月額 30 万円）を補助金から支出することは可能か。

A 長期インターンシップに派遣するために選抜されたポストドクターが、長期インターンシップ派遣を目的として開催される講義等を受講する場合に限り、雇用（雇用経費を支出）することが可能です。ただし、長期インターンシップ派遣に選抜されていないポストドクターや、一般的な講義（長期インターンシップ派遣を目的としない講義）を受講する場合は、雇用（雇用経費を支出）することはできません。

Q 海外企業等で長期インターンシップを行う場合に、当該企業等に対して補助金から支出することは可能か。

A 明確な対価性がある場合に限り可能です。ただし、研究設備の購入等、海外企業等において資産を形成するような支出はできません。

IV. 女性研究者活動支援事業

< 1. 申請関係 >

Q 複数の学部を持つ大学ですが、申請対象とする学部を 1 学部としてもよろしいでしょうか。

A 1 機関あたり、1 つの申請となります。また、1 度選定された機関は、今後申請できなくなります。他学部と調整された上で申請されることをお奨めいたします。

< 2. 補助金関係 >

Q 出産、子育て、介護以外の事由により研究活動の支援が必要になった場合、それに要する経費を補助金から支出することは可能か。

A 公募要領 P 3 の「1. 事業の目的」にあるように本補助事業の目的は、「出産、子育て又は介護と研究を両立させるための取組の支援」となりますので、この目的に合致しない場合については補助金を支出することはできません。

Q 本事業でシンポジウムの開催に要する経費を支出することは可能か。

A 機関内における研修会等（シンポジウム）の開催に係る経費は補助の対象となりますが、機関外で実施する研修会等（シンポジウム）は補助の対象とはなりません。

また、他機関や地域毎に開催される研修会等（シンポジウム）への参加旅費については補助の対象とはなりません。

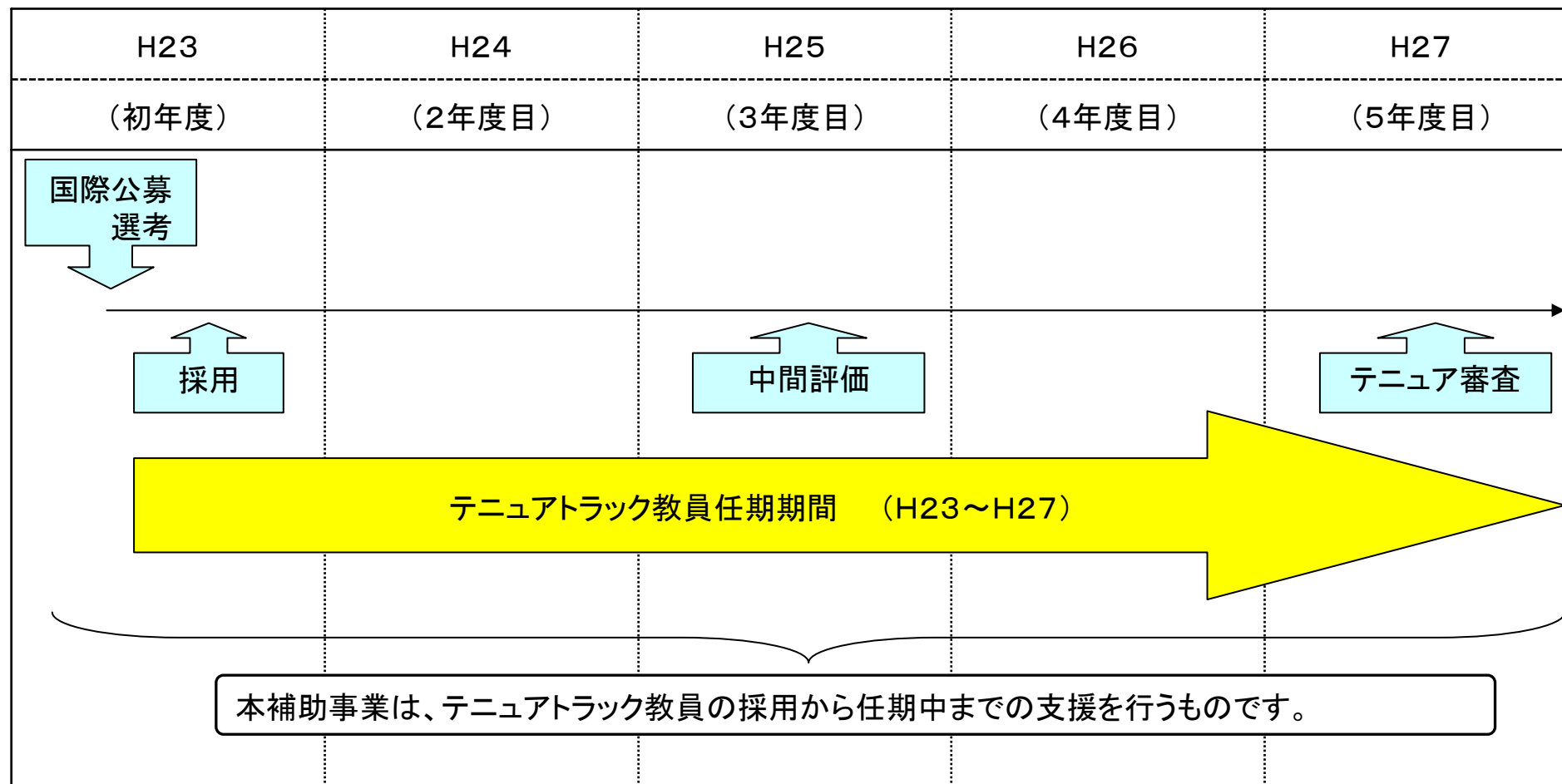
なお、機関内で開催した研修会等（シンポジウム）に外部の者が参加できるようにすることは可能です。

Q 「全国シンポジウム」に参加するための旅費は補助対象となるか。

A 原則、機関外で実施する研修会等（シンポジウム）は補助の対象となりませんが、「全国シンポジウム」に関する旅費については、年1回に限り、補助金から支出することができるものとします。なお、その場合でも補助金として支出するのは機関実施責任者、発表者（ポスター発表等）の1～2名までとしてください。

本事業における補助対象期間の考え方

<H23年度に採用予定の場合(例)>



			H23	H24	H25	H26	H27	H28	
			B教員	→				テニユア審査	H27年に審査後テニユアポストに移行
				C教員	→				テニユア審査
				D教員	→		テニユア審査	H26年に審査後テニユアポストに移行	
H23年度 採用予定計画 (採用予定者3名)			※H25年度以降の採用予定計画は、今回の選定の対象とはなりません。						
補助経費について	研究費	B教員	1000万円	500万円	—	—	—	—	
		C教員	—	1000万円	500万円	—	—	—	
		D教員	—	1000万円	500万円	—	—	—	
	テニユアトラック制実施のための経費	120万円	120万×1名 =120万円	120万×3名 =360万円	120万×2名 =240万円	—	—	—	
		360万円	B教員	360万円	360万円	360万円	360万円	360万円	—
			C教員	—	360万	360万	360万	360万	360万
			D教員	—	360万	360万	360万	360万	0円
補助金 交付額		360万円	360万円	360万円	360万円	360万円	360万		

人数の多寡に関わらず、1機関当たり360万/年を交付
 任期途中でテニユアポストに移行した場合は、翌年度から360万円は交付されない。(最長5年間)

※H24年度公募申請により「b部局1名」とした採用計画が選定されても交付額は1機関当たり最大360万/年となります。
 ※表中の補助経費については上限額を記載しております。